

社会福祉法人きらきら福祉会  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらきら福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等（以下「報酬等」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員の報酬)

第3条 評議員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

(1) 評議員に対して、評議員会出席1回につき、5,000円を支給する。

第4条 理事に支給する報酬等は、次のとおりとする。

(1) 理事に対して、理事会出席1回につき、5,000円を支給する。

(2) 常勤または非常勤の理事に対しては、勤務実績に応じて報酬を支給する。

第5条 監事に支給する報酬等は、次のとおりとする。

(1) 監事監査指導については、1回につき、15,000円を支給する。

(2) 監事に対して、理事会出席及び監事監査指導1回につき、5,000円を支給する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。